

概要版

多賀町男女共同参画計画



令和5年(2023年)3月

多賀町

計画の概要

1 計画策定の趣旨

国においては、平成11年に「男女共同参画社会基本法」が施行され、平成12年にはこの法律に基づく初めての国の計画として「男女共同参画基本計画」が策定されました。また、地方創生や平成27年に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）に伴い、女性の社会進出の推進や労働参加率の向上などにも努めてきました。

しかしながら、依然として、女性を取り巻く問題は多く、令和元年度に発生した新型コロナウイルス感染症の拡大は、人々の生活や雇用に大きな影響を与えていますが、これまでの働き方や生活様式を見直す転機ともなっており、これから先の男女共同参画社会の実現に向け新たな可能性を見出しつつあります。

こうした中で、社会情勢の変化等も考慮し、本町における課題や取り組むべき施策を明らかにし、町民・行政・地域・活動団体・事業所など様々な立場の皆さんと課題を共有し、力を合わせながら目標の達成に向けて総合的、また計画的に男女共同参画を進めていくために「多賀町男女共同参画計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

この「多賀町男女共同参画計画」の一部を、以下の法律に基づく推進計画として位置づけ、法律の趣旨に則った施策を推進します。

○本計画は、「配偶者からの暴力の防止および被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）第2条の3第3項に基づきます。

○本計画は「女性活躍推進法」第6条第2項の規定に基づきます。

3 計画の期間

本計画は、令和5年度から令和14年度までの10年間を計画期間とします。

なお、社会情勢の変化や計画の進捗状況等を踏まえ、必要に応じ見直しを行います。

4 計画の策定体制

本計画は、本町在住の満18歳以上75歳未満の町民500人を対象に実施した「多賀町男女共同参画計画策定にかかる町民意識調査」の結果等を踏まえて策定しています。

計画の体系

性別に関わりなく一人ひとりがお互いを認め合い、お互いを尊重しながら、個性と能力を十分に発揮し、ともに参画できる男女共同参画社会の実現をめざし、「あらゆる人々が温かなつながりのもと笑顔で暮らせるまち 多賀町」を基本理念とした様々な施策を計画的に推進します。

あらゆる人々が温かなつながりのもと笑顔で暮らせるまち
多賀町

【基本理念】

基本目標1 男女共同参画についての理解・意識づくり

- (1) 広報・啓発による理解・意識づくりの推進
- (2) 性的少数者への理解の推進

基本目標2 自分らしくいきいきと働ける環境づくりと女性の活躍

- (1) 政策・方針決定の課程への女性の参画の促進
- (2) ロールモデルとなるための庁内の働き方改革の促進
- (3) 子育て支援の充実
- (4) 育児・介護等の相談体制の充実
- (5) 地元企業や地域団体などにおける女性の参加促進

基本目標3 自分らしく健やかに安心して暮らせる基盤づくり

- (1) DV防止や児童虐待防止にかかる相談体制の整備と強化
- (2) ハラスメント防止対策の推進
- (3) 生涯を通じた心と体の健康支援
- (4) 防災・復興および地域防犯活動における男女共同参画の推進

基本目標

基本目標 1 男女共同参画についての理解・意識づくり

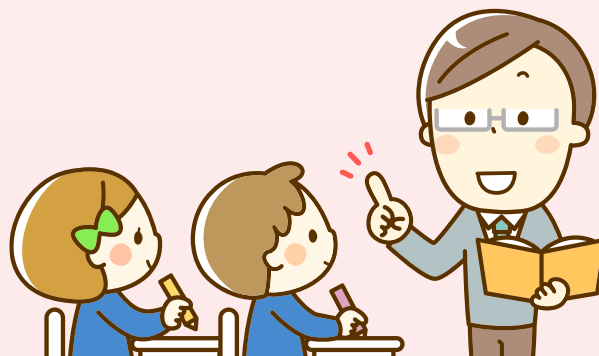
誰もが個性や能力を発揮しながら自分らしく生きていけるよう固定的性別役割分担意識の解消に向けて取り組みます。一人ひとりが性別にかかわらず多様な生き方を選択でき、お互いを尊重し認めあう社会の実現に向けて、理解・意識づくりを推進します。

施策 1 広報・啓発による理解・意識づくりの推進

- ① 男女共同参画をテーマとした各種研修会の実施
- ② 町有線放送での案内、図書館での本の紹介やコーナー展示による周知・啓発
- ③ 男女共同参画に関する教育、性的少数者（LGBTQ）やDVについての教育の推進
- ④ 親子のふれあい活動や子育て、男女共同参画に関する講演会等の実施
- ⑤ 町広報誌や町ウェブページ等を活用した男女共同参画やDV等に関する情報の発信
- ⑥ 児童・生徒の男女共同参画に関する意識把握のためのアンケート調査の実施
- ⑦ 他の自治会等へ各自治会等の男女共同参画関の取組に関する情報提供

施策 2 性的少数者（LGBTQ）への理解の推進

- ① 研修会の機会や町有線放送による性的少数者（LGBTQ）に関する理解の促進
- ② 性的少数者（LGBTQ）について考える機会の設置
- ③ 性的少数者（LGBTQ）の住みやすい環境整備に向けた情報収集の推進



基本目標 2 自分らしくいきいきと働ける環境づくりと女性の活躍

男女共同参画社会の実現のためには、さまざまな分野において多様な価値観と発想を取り入れることが必要です。特に、雇用の分野においては、男女の平等と働きやすい環境の実現が求められます。

男女ともに働きやすい環境整備を進め、自分の望むライフコースを選ぶことができる「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現が図れるよう働き方の見直しや柔軟な就労形態、子育てや介護と仕事を両立できる環境を整備します。また、政策・方針決定の課程への女性の参画が進むよう環境整備を進めます。

施策 1 政策・方針決定の課程への女性の参画の促進

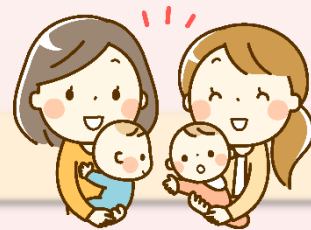
- ① 性別や年齢に関わりなく多様性のある審議会等委員の登用
- ② 女性議員の増加に備えた環境整備の推進
- ③ 庁内女性職員の管理職への積極的な登用

施策 2 ロールモデルとなるための庁内の働き方改革の促進

- ① ICTを活用した仕事の効率化の推進

施策 3 子育て支援の充実

- ① 子育て支援センターのサービスの充実



施策 4 育児・介護等の相談体制の充実

- ① 窓口や電話等による悩みの相談および支援の実施

施策 5 地元企業や地域団体などにおける女性の参加促進

- ① 労働関係の各種法律の資料の収集、チラシ等の配布による情報提供や周知・啓発
- ② 企業訪問による各種労働関係の法律や制度等について情報提供・意識啓発
- ③ 自治会など地縁組織団体の女性の活躍支援

基本目標3 自分らしく健やかに安心して暮らせる基盤づくり

ドメスティック・バイオレンス（DV）は重大な人権侵害であるという認識を誰もが持ち、DVやハラスメントなどあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成、相談体制の整備などを行い、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

あらゆる分野における男女共同参画社会を推進するため、健康で安心して暮らせる生活環境を整え、生涯にわたり男女の健康づくりを支援します。

生活上の困難に直面する人びとに対し、自立と安定のための支援を行います。

施策1 DV防止や児童虐待防止にかかる相談体制の整備と強化

- ① 虐待防止等ネットワークの充実・強化
- ② DV被害、児童虐待の相談対応



施策2 ハラスメント防止対策の推進

- ① 職場内ハラスメント防止の啓発

施策3 生涯を通じた心と体の健康支援

- ① 健康づくり事業の実施
- ② 特定健診などの受診促進
- ③ 総合健診の推進、健診の日曜日開催、血管年齢測定の実施
- ④ 健康相談、健康教育および講座・研修の実施
- ⑤ 母子健康手帳発行時の妊婦健康診査の受診勧奨



施策4 防災・復興および地域防犯活動における男女共同参画の推進

- ① 男女共同参画の視点からみた避難所の運営
- ② 婦人消防隊の積極的な取組支援
- ③ 防犯カメラの設置

数値目標

指標	現状値	目標値 (令和14年度目標)
審議会等女性比率の増加 ※1	33.8% (令和4年度)	36%
女性の代表または副代表がいる自治会の増加 ※1	0% (令和4年度)	5%
多賀町役場における女性の管理職の割合の増加 (課長・参事相当職) ※1	29.4% (令和4年度)	35%
多賀町役場における育児休業および部分休業の取得割合の増加 ※2	75% (令和3年度)	85%
電子申請の可能な手続き割合の増加 (オンライン化を推進すべき手続き中) ※2	39.7% (令和3年度)	50%
子宮頸がん検診受診率の増加	9.4% (令和3年度)	30%
乳がん検診受診率の増加	10.1% (令和3年度)	30%
特定検診受診率の増加	53.8% (令和3年度)	65%

※1 市町における男女共同参画推進状況調査（滋賀県） 令和4年12月

※2 多賀町行政改革大綱実施計画 令和3年度進捗状況

あらゆる人々が温かなつながりのもと



笑顔で暮らせるまち 多賀町

多賀町男女共同参画計画 【概要版】

令和5年3月

発行：多賀町 総務課
〒522-0341 滋賀県犬上郡多賀町多賀 324
電 話：0749-48-8111